

表1 介護保険法で定められているサービスに該当しないサービスで現在実施しているもの

サービスの種類	内 容	対 象 者
給食サービス	病気などで日常生活に支障のある老人や、重度の心身障害のある方に配食サービスを行い、食生活の改善や健康増進と安否の確認(友愛訪問)を行う。	市内に居住している、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし、高齢者夫婦、および重度の心身障害者の方で家族から食事の提供を受けられない方
ふれあいペンダント(緊急通報システム)	ひとり暮らしの老人や、高齢者夫婦で身体の弱い方々の家へ緊急通報用電話器を取り付け、日常生活の安全を確保する。	市内に居住している、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし、虚弱な高齢者夫婦世帯
紙おむつ支給	在宅で寝たきりの老人で、紙おむつを必要としている方に無料で支給する。	市内に居住している、おおむね65歳以上の在宅の寝たきりの老人、痴ほう症の老人で常時おむつを使用し、1ヵ月以上寝たきりの状態にある方
寝具丸洗い乾燥サービス	ひとり暮らしや寝たきりの老人世帯に、きれいな暖かい布団で休んでいただくため、無料でふとん丸洗いおよび乾燥を年数回実施する。	市内に居住している、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、寝たきり老人世帯
理髪サービス	寝たきりの老人に理髪券を交付し、訪問理髪を行う。	市内に居住している、寝たきりの老人
友愛訪問	在宅寝たきり老人およびひとり暮らし老人宅を訪問し、相談・助言・安否の確認を行う。	市内に居住している、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし、寝たきり老人世帯
生活福祉資金	生活の安定、向上に役立てていただくために、国と県が資金を出し合って、社会福祉協議会と民生委員の生活援助、指導のもとに低い金利で8種類(更生資金・身体障害者更生資金・生活資金・福祉資金・住宅資金・修学資金・療養資金・災害援護資金)の資金貸付を行う。	市内に6ヵ月以上居住し、一定の所得以下の家庭、65歳以上で介護を必要とする方のいる家庭、身体障害(児)者のいる家庭
介護慰労金支給	在宅で寝たきり老人または痴ほう性老人を介護している方に対し、慰労金を支給し、日ごろの労苦に報いるとともに、家庭の平和と市民の敬老思想を高揚し、老人福祉の増進を図る。	市内に居住し、6ヵ月以上寝たきり老人を介護している方、1年以上痴ほう性老人を介護している方
リハビリ教室	地域の人々や同じような障害を持つ仲間とふれあうことを目的に、機能訓練を希望する方および必要とする方に対し、訓練の場を提供して社会生活の自立・拡大をはかり、快適な生活ができるよう支援する。	市内に居住している、40歳以上の通所可能な方
訪問指導	在宅療養者および家族が日常生活の中で自主的に健康の維持・増進ができるよう、保健婦・訪問看護婦・栄養士などが訪問指導を行う。	市内の居住者
元気で長生き健康教室	高齢者が健康で心豊かな生活が続けられるよう支援するため、体力測定、検診、健康教室を実施する。	おおむね65歳以上の市内居住者(現在2地区のみ)
健康教育健康相談	生活習慣病予防教室・健康診査の事後指導としての学習会、その他地域組織への学習会などを実施する。また、保健婦や栄養士が健康相談を行う。	市内の居住者

☆ 護 保 險 Q & A

Q 介護保険はこれまでの福祉とどう違うのでしょうか？

A 介護保険がこれまでの福祉制度と異なる点はいろいろありますが、まず保険料や公費などによって、これまでの福祉より財源が確保されることです。そして、利用者が措置ではなく、サービス提供者との契約という形で、自分から自由にサービスを選択して利用できる仕組みになっています。また、介護保険では民間活力の導入が図られるので、介護サービスの効率化と質の向上が期待できます。

Q 私が住んでいるまちの介護サービスだけではなく、隣の事業者のサービスも受けたいと考えていますが、そのようなことはできるのでしょうか？

A それは可能です。自分の住んでいるまちに、必要とするサービスがない場合、住所地以外の介護サービス提供事業者を利用したり、ほかの市町村にある施設サービスを受けることができます。

Q 元気な高齢者は何もサービスは受けられないのですか？

A 介護保険制度では、あくまでも介護が必要となった場合でなければ、サービスは受けられないことになっています。ただ、私たち誰もが願うのは、出来る限り元気に歳を重ねてゆくことです。そこで、万が一のときの「安心」を支える介護保険と平行して、生きがいづくり活動など高齢者へのサービス充実に取り組んでいます。